



岩手県

金ヶ崎町へ就職・移住で 移住支援金を支給します

支給額



- * 単身 ⇒ 60万円
- * 世帯 ⇒ 100万円 (18歳未満の子がいない)
- * 子育て世帯 ⇒ 100万円 + 子ども1人につき 100万円
(18歳未満の子がいる) * 令和5年4月1日時点で18歳未満の子が対象

概要

『いわて暮らし応援事業』について、東京一極集中の是正及び本県中小企業の人手不足解消のため岩手県(金ヶ崎町)に移住し就業した方の経済的負担を軽減する為の事業です。

移住元要件

東京23区に在住、または東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、東京23区内に通勤していた方で、直近10年間のうち通算5年以上の方、かつ直近1年以上の方が対象になります。

移住先要件



県内企業への
就職

- ・移住支援金対象法人に就業(シゴトバクラシバいわて)
- ・専門人材として就業(プロフェッショナル人材等)



テレワーク

移住前の業務を引き続き、自らの意思でテレワークで行う者



起業する

起業支援金の交付決定を受けて起業する方



関係人口

移住先が個別に定めた要件を満たす者
⇒【金ヶ崎企業クラブ】の登録企業に就職し移住した者
又は「遠恋複業」で県内企業等と複業をした者

申し込み申請・相談

金ヶ崎町に、移住(転入)後、1年以内に、商工観光課に申請をしてください

要件を満たさなくても...

岩手県の独自支援策もあるよ!



移住支援金対象求人掲載
マッチングサイト
(シゴトバクラシバいわて)



岩手県移住支援金について
(岩手県公式サイト)

「いわて若者移住支援金」(一般向け) & (新卒者向け)を確認してください * 裏面参照

【お問い合わせ先】 金ヶ崎町役場 商工観光課
TEL:0197-42-2111
Eメール:shoukou@town.kanegasaki.iwate.jp

岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町22-1
ホームページ:town.kanegasaki.iwate.jp/



要件に該当するか、まずはセルフチェックしましょう！



- 移住前の在住**⇒ ①東京23区内に在住 又は、②東京圏に在住し、23区以内に通勤
* 東京圏(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の条件不利地域以外)
- 移住前の期間**⇒ ①②の期間が移住する直前の10年間のうち通算5年以上
- 移住前の直近**⇒ ①②の期間が移住する直前に連続して1年以上

すべてを満たした場合

移住前の要件を満たしています



東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等に就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。

移住後の要件を満たすと支給対象となる可能性があります。

- (1)岩手県がマッチングサイト(シゴトバクラシバいわて)に移住支援金の対象として掲載する求人企業に就業した方 又は、県の起業支援金の交付決定を受けた方
⇒ 岩手県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している法人の求人であること。
⇒ 就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (2)プロフェッショナル人材事業・先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合
⇒ 内閣府が実施する事業を活用し、人材紹介会社等を介して無期雇用契約に基づき就業したこと等が要件です。
- (3)移住元での業務を引き続きテレワークにより実施する者
⇒ 所属先からの命令ではなく、本人の意思により移住し、生活をしながら引き続き移住前の仕事を継続される方。
- (4)移住先の市町村が個別に定める要件を満たす者
⇒【**金ヶ崎企業クラブ**】の登録企業に就職し移住した者 又は県の(遠恋複業)で県内企業等と複業をした者

支給対象者の要件Q&A

[Q.岩手県のどの市町村が対象ですか?]

⇒岩手県内の市町村(金ヶ崎町)すべてが対象になります。

[Q.移住前の対象期間として加算できる「通学期間」は大学への通学のみですか?]

⇒大学以外に、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校などの高等教育機関が対象です。

[Q.いつ移住しても対象になりますか?]

⇒(1)は 平成31年4月1日以降、(2)~(4)は 令和5年4月1日以降に転入し住所登録をした者が条件です。

[Q.就業に関する条件はありますか?]

⇒週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時に当該法人に在職していることが条件です。

* 当該法人に、移住支援金の申請日から 5年以上継続して勤務・在住する意思を有している方です。

なお、3年未満で移住先の市町村から転出した場合は全額返金。3年以上5年以内に転出した場合は半額返金となります。

また、1年未満で当該法人を退職した場合は、全額返金となりますのでご注意ください。

* 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

[Q.「いわて若者移住支援金」との重複はできますか?]

⇒重複申請はできません。

移住後に、移住先の「金ヶ崎町役場 商工観光課」にお問い合わせしてください。

いわて若者移住支援金…「一般向け」&「新卒者向け」

一般向け⇒東京圏(23区以外)に在住し、直近10年間のうち通算5年以上(住所を移す直前の1年間)の39歳以下の方が就業し金ヶ崎町へ転入した場合、**世帯25万円(単身15万円)**支給します。

また、世帯加算や若年者への加算もあります。(移住後の就業条件を満たすこと)

新卒者向け⇒東京圏在住かつ東京圏の大学等を卒業し、**移住支援金対象法人へ就職(新卒採用)**し移住(転入)した方は、**一律15万円**を支給します。(新卒就職者が対象です)